# 東みよし町特定環境保全公共下水道事業 機械設備及び電気設備工事の最低制限価格の設定等ついて

入札契約適正化法ならびに適正化指針を踏まえ、入札契約過程における透明性を向上させるため、下水道用機械設備及び電気設備工事の最低制限価格(税抜き)を設定する場合の算定基準を以下のとおりとする。

### 【対象となる工事】

下水道施設の機械設備及び電気設備工事を対象とする。

## 【計算式】

直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費等×0.68

#### 費目の設定

費		算定率
直接工事費に区分するもの		
	機器費×0.6	0.97
	直接工事費	
共通仮設費に区分するもの		
	機器費×O.1	0.9
	共通仮設費	
現場管理費に区分するもの		
	機器費×0.2	
	現場管理費	0.9
	据付間接費	
	設計技術費	
一般管理費に区分するもの		
	機器費×0.1	0.68
	一般管理費	

#### 【算定方法】

- ⑦計算式により基準となる金額を求め、千円単位に改める(千円未満切捨て)。
- ⑦予定価格の10分の7.5~10分の9.2の範囲内。この範囲を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定する。
- ①上記で求めた基準となる金額に、係数  $\alpha$  (1.0000 $\leq$   $\alpha$   $\leq$  1.0060) を乗じてランダム処理する。

### 【適用】

令和5年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用する。